

公文書管理委員会ヒアリング

今年1月19日、本連載No.26で触れた大学アーカイブズ組織などの7施設（①日本銀行金融研究所アーカイブ、②東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室、③名古屋大学大学文書資料室、④京都大学大学文書館、⑤神戸大学附属図書館大学文書史料室、⑥広島大学文書館、⑦九州大学大学文書館）に対するヒアリングが公文書管理委員会（第6回）で実施されました。当日は、同委員会が昨年10月にまとめたガイドラインに基づき、各施設が作成した利用等規則案の内容確認が行われています。

右表は、このほど公開された同委員会の議事録によってヒアリングのポイントを一覧化したものです。当日の委員会では、このヒアリングを含めて4つの議事を約2時間で終わっていますので、必ずしも十分な議論がなされたとはいえないかも知れません。しかし議事概要を読んだ

ヒアリングにおける質問テーマと対象施設一覧

質問テーマ	対象施設番号							主なポイント
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
オンライン利用請求	○				○		○	実施予定の確認
オンライン目録・検索システム		○	○	○	○		○	目録化状況の確認
映像・音声資料	○	○	○	○	○	○	○	所蔵状況の確認
資料閲覧サービス		○	○		○			デジタルカメラ撮影の可否
移管元組織等の利用特例			○				○	特例対象範囲の確認
移管資料の事前評価・選別			○	○				レコードスケジュール制との関連
資料の利用促進				○				オンライン公開、貸出し
職員研修の実施					○			独自研修の実施
電子文書の扱い							○	電子文書管理システム

注) ○印は当該テーマについて質問を受けたことを示す。また、対象施設番号は本文を参照。

限りでは、一定の実績をもつ先駆的な各施設がガイドラインに即した利用等規則案を用意したことで効率的なヒアリングが行われたように思われます。

なお、すべての施設に対するヒアリングを終える際に、こうした「立派な例」のみに目を向けるだけでなく、「国立公文書館等で文書館を大学に整備できないような大学や法人が、例えば、公文書管理法第11条の4項を勝手に誤って解釈して、ささっと文書を捨ててしまう」かもしれない現状を危惧して、ある委員から、今回ヒアリングを受けた大学に限らず「ほかの国立大学法人も、萎えることなく頑張っていたほしい」との発言があったのが印象的でした。この委員の発言にこたえるためにも、たとえ施設の位置づけや規模が異なってもアーカイブズを標榜する組織は公文書管理法の趣旨に見合った取り組みが求められているといえます。